

生駒市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市建設工事総合評価落札方式実施要領（以下、「総合評価実施要領」という。）に基づき落札者を決定するための調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- (2) 「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者をいう。
- (3) 「評価値」とは、総合評価実施要領第11条に規定する「評価値」のことをいう。
- (4) 「調査対象者」とは、低入札価格調査実施の対象となる者で入札の結果、評価値が最も高く、低価格入札者をいう。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の92を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の75に満たない場合は予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

なお、調査基準比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 調査基準価格は、実施設計書の作成者が算出し、当該作成者が属する所属の長の決裁を経るものとする。

3 前項の決裁を経た調査基準価格は、工事検査担当課が審査し確定するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 この制度の円滑な運用を図るために、次の各号に掲げる事項を入札公告に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

- (1) 当該入札は低入札価格調査の対象工事であること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者が調査対象者となった場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。
- (3) 調査対象者は、落札者とならない場合があること。
- (4) 調査対象者は、低入札価格調査に必要な書類の提出及び聞き取り調査に応じなければならないこと。

なお、書類の提出及び聞き取り調査に応じない場合や、低入札価格調査を妨害するなど不誠実な行為（虚偽記載を含む。）をしたときは、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置を受ける場合があること。

- (5) 調査対象者と低入札価格調査を経て契約締結する場合に、生駒市が契約の相手方に付する条件。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は低入札価格調査が必要になった場合「保留」と宣言し入札を終了するものとする。

- 2 入札執行者は調査対象者に対し期限を示して、第7条第1項に定める書類の提出を指示するものとともに、第6条に定める委員会に低入札価格調査を依頼するものとする。

（生駒市低入札価格調査委員会）

第6条 調査対象者が契約の内容に適合した履行が可能かどうかを調査するため、生駒市低入札価格調査委員会（以下「低入委員会」という。）を設置する。

- 2 低入委員会の委員については、総合評価実施要領第3条第2項から第7項までを、低入委員会の会議については、総合評価実施要領第3条第9項から第13項までを準用する。

（調査事項及び提出書類）

第7条 低入札価格調査は次の各号に掲げる事項について実施するものとし、調査対象者が提出する書類は別紙－1に定める。

- (1) 当該価格で入札した理由

- (2) 入札金額の積算内訳等
- (3) 手持ち工事等の状況
- (4) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の確保計画
- (9) 建設副産物に関する事項
- (10) 施工体系図兼下請契約計画

2 調査の実施方法はこの要領に定めるもののほか別に定める生駒市低入札価格調査マニュアルに基づくものとする。

(契約の内容に適合した履行がされると認められた場合の措置)

第8条 低入委員会が調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行をすると認めた場合、生駒市建設工事総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）は落札を決定するものとする。

(契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合の措置)

第9条 低入委員会は調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行をしないおそれがあると認めた場合、調査対象者を失格とする。

なお、失格判断基準は別紙ー2のとおりとする。

2 総合評価審査委員会は、調査対象者が失格したときは、落札者とならない旨を通知するものとする。

3 総合評価審査委員会は、失格した者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査対象者となった場合は、第5条第2項以降と同様の手続を行ったうえで落札者を決定するものとする。

(契約締結の条件)

第10条 低入札価格調査を経て契約締結する場合、生駒市はその契約の相手方に対し次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該契約の履行が完了するまで（工事の完成が確認され（完成検査の完了）、かつ、本条第3号に定める低入札価格調査確認報告書が生駒市に提出され、それが受理された時点をもって「当該契約の履行が完了する。」とみなす。）生駒市が新たに発注する当該契約と同一の工種（登録業種）の入札に参加する事が出来ないこと。この条件は、契約の相手方が共同企業体の場合は、その構成員全てに適用されること。
- (2) 当該契約に係る前払いの額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- (3) 当該工事等の完成後すみやかに別紙―3に定める低入札価格調査確認報告書を生駒市に提出しなければならないこと。
- (4) 手持ちの工事を含めて生駒市建設工事抜き打ち点検実施要領に定める抜き打ち点検の対象となること。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。